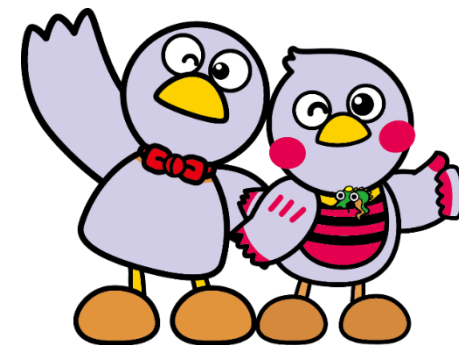


令和 7 年度介護認定審査会研修会

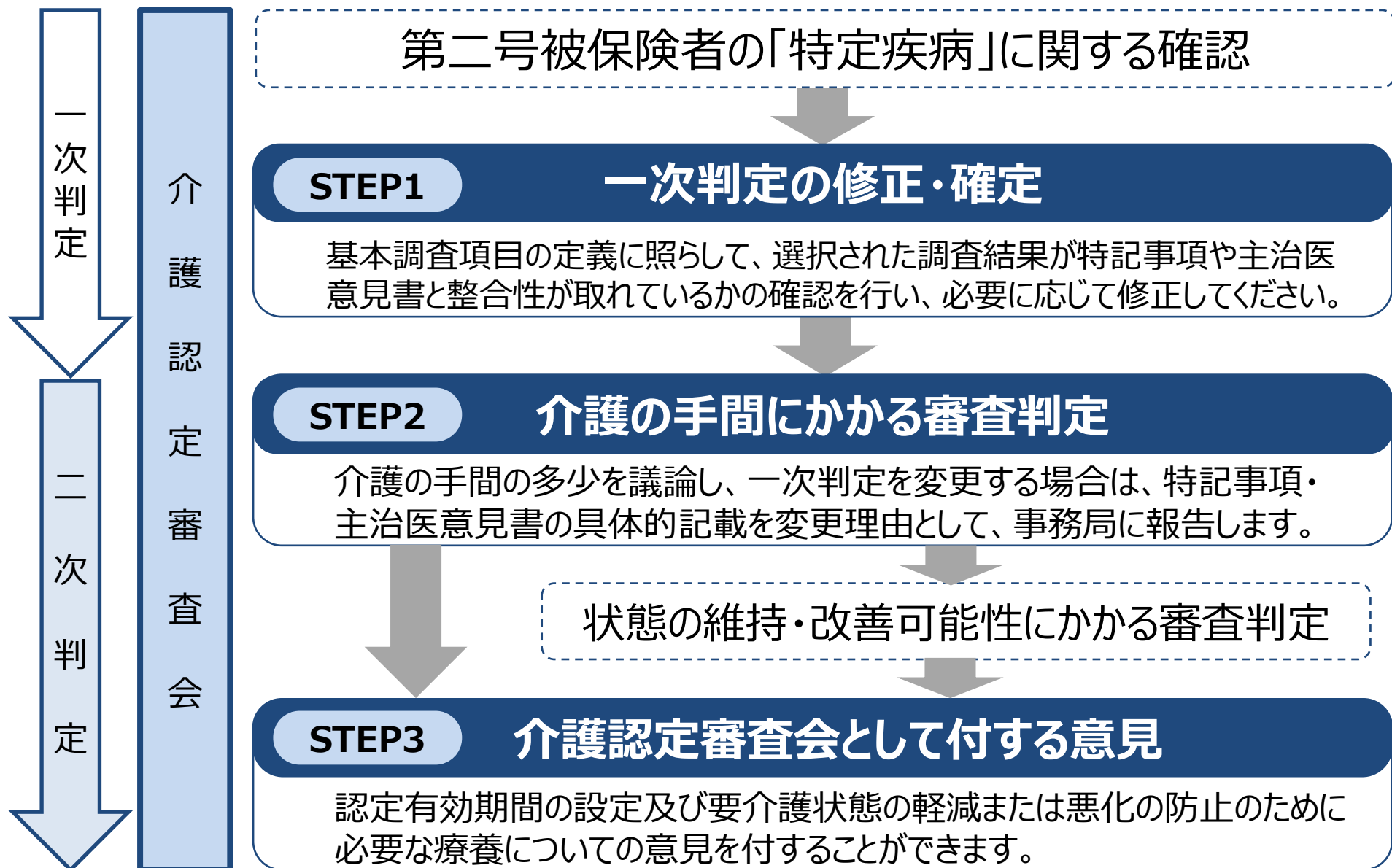
介護認定審査会での 審査判定について

埼玉県福祉部地域包括ケア課



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

介護認定審査会での審査判定の概要



STEP1 一次判定の修正・確定

基本調査項目の定義に照らして、選択された調査結果が特記事項や主治医意見書と整合性が取れているかを確認し、必要に応じて修正する

一次判定の修正・確定における議論のポイント

- ・ 調査上の単純ミス(定義と特記事項の不整合)
- ・ 実際に試行した結果と、日頃の状況が異なる場合(能力の項目)
- ・ より頻回な状況で選択している場合(介助の方法の項目)
- ・ 不適切な状況と調査員が判断する場合
- ・ 認定調査員が選択に迷った項目
- ・ 特別な医療
- ・ 障害/認知症高齢者の日常生活自立度

※ 主治医意見書は、認定調査と異なる視点（定義）から作成されている。

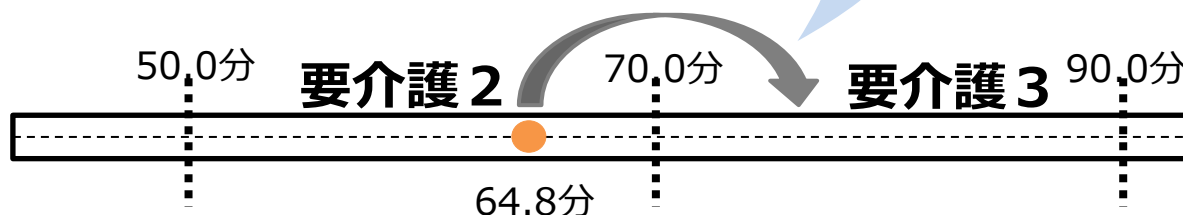
- 主治医意見書と認定調査結果が異なる場合でも、主治医意見書の記載内容が認定調査項目の定義に当てはまるという根拠がない場合は、修正できない。

STEP2 介護の手間にかかる審査判定 ①

介護認定審査会では

特記事項等から具体的な介助量を確認し、区分の境界を超えるほどの「介護の手間」があるか、一次判定を変更する必要があるかを検討する

特記事項及び主治医意見書の具体的な介護の手間の記載から介護度を上げたり、下げたりする必要があるか検討



検討項目

- 介護の手間が、通常の例より少ない／多い
- 一次判定結果に反映されていない介護の手間（頻度の少ない）
- BPSD関連の行動に伴う介護の手間
- 対応した項目が設定されていない介護の手間

※ 一次判定結果から要介護状態区分を変更する際には、特記事項及び主治医意見書の記載内容から理由を明らかにし、これを記録する。（「審査会委員テキスト」p.21）

STEP2 介護の手間にかかる審査判定 ②

一次判定に反映されていない介護の手間の例

「審査会委員テキスト」
p.22,23

介護の手間が通常の例よりも少ない／多いと考えられるケース

【同じ選択肢でも介助の量が異なる例】

2-4 食事摂取「一部介助」

A 最初の数口は、自己摂取だが、すぐに食べなくなるため、残りは全て介助している。

B ほとんど自分で摂取するが、器の隅に残ったものを介助者がスプーンですくって食べさせている。

一次判定結果に反映されていない介護の手間（頻度の少ない）

【「介助されていない」を選択したが、介助がある例】

2-2 移動「介助されていない」

居室の隣にあるトイレまでの移動（5回程度／日）など、通常は介助なしで行っているが、居室から離れた食堂（3回／日）及び浴室（週2回）への車イスでの移動は全介助となる。より頻回な状況から「介助されていない」を選択する。

STEP2 介護の手間にかかる審査判定 ③

一次判定変更の理由にならない事項 ①

「審査会委員テキスト」p.25

① 既に一次判定結果に含まれている認定調査項目と主治医意見書の内容

「排泄が一部介助である」等、既に基本調査で把握されている内容は一次判定に加味されているため、変更の理由にならない。

ただし、通常の例に比べより介護の手間を多く要する（少なくとも）と考えられる内容については、特記事項又は主治医意見書の記載を基に二次判定で評価できる。

② 特記事項・主治医意見書に具体的記載がない(根拠がない)事項

「認知症があるので手間がかかる」等の介護の手間が具体的に記載されていない情報を理由に変更できない。変更を行う場合は、具体的にどのような手間が生じているのかを特記事項又は主治医意見書から明らかにする必要がある。

③ 介護の手間にかかる時間と直接的に関係ない事項

高齢であることや時間を要するとの記載だけを理由に変更できない。

ただし、高齢であることによって、コンピューターでは反映できない介護の手間が具体的に発生している場合に、それを明らかにした上での変更は可能

STEP2 介護の手間にかかる審査判定 ④

一次判定変更の理由にならない事項 ②

「審査会委員テキスト」p.25

④ 住環境や介護者の有無

施設・在宅の別、住環境、介護者の有無を変更の理由にはできない。
ただし、住環境が原因でコンピューターでは反映できない介護の手間が具体的に発生している場合に、それを明らかにした上での変更は可能

⑤ 本人の希望、現在受けているサービスの状況

本人の希望、現在受けているサービスは、申請者の心身の状況及び介護の手間とは直接関係ないため、一次判定の変更理由とはならない。

⑥ 過去の審査判定資料及び判定結果

要介護認定は現在の状態に基づいて判定することから、過去の申請結果との比較を理由に変更することは適切ではない。

ただし、前回の要介護度と著しく異なる結果が一次判定で示されている場合などに、前回要介護度の判定理由や入院履歴を確認することは問題ない。

STEP2 介護の手間にかかる審査判定 ⑤

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

〔要支援 2 と要介護 1 の振分け〕

認知機能や思考・感情等の障害により予防給付の利用の理解が困難か
(合議体が判断した認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上かM)

予防給付
の理解に
ついて検討

困難でない・自立又はⅠ

困難・Ⅱ以上かM

概ね 6 か月以内に心身の状態が悪化し 介護の手間
が増大することによる要介護度の再検討の必要があるか

要介護 1

「審査会委員テキスト」p.28

ない

ある

要支援 2

要介護 1

有効
期間

状態不安定による要介護 1 の場合、
6 か月以下の期間に設定することが適当

判定の際に留意すべき点

「審査会委員テキスト」p.27

- ① 介護の手間の多少や病状の軽重等のみで判断はしない。
- ② 主治医意見書の「症状としての安定性」が不安定になっていることのみをもって「状態不安定」とはしない。
- ③ 病名や加療の状況のみで「状態不安定」とはしない。
- ④ 本人の希望、現在受けているサービスの状況では判断しない。

STEP 3 介護認定審査会として付する意見

有効期間の原則

「審査会委員テキスト」p.30

申請区分等		原則の 認定有効期間	設定可能な 認定有効期間の範囲
新規申請		6 か月	3 か月～1 2 か月
区分変更申請		6 か月	3 か月～1 2 か月
更新申請※	要介護度が更新前後で異なる	1 2 か月	3 か月～3 6 か月
	要介護度が更新前後で同じ	1 2 か月	3 か月～4 8 か月

※ 状態不安定による要介護 1 の場合は、6 か月以下の期間に設定することが適当です。

認定有効期間を原則より短期間に定めるのは、原則の有効期間が満了する前に現在の要介護状態区分が変化すると考えられる場合で、以下の状況が該当します。

- ◆ 審査対象者の身体上又は精神上の障害の程度が 6 か月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合（状態の維持・改善可能性の審査判定で「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」とし、要介護 1 と判定したものを含む）
- ◆ 施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合
- ◆ その他、介護認定審査会が特に必要と認める場合

がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供（１）

「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について」 （令和6年5月31日付け 厚生労働省老健局老人保健課等 事務連絡）

- がん等の方（末期の状態であって、心身の状況が急激に悪化する方）については、要介護認定申請に基づき迅速な介護サービスの提供が必要
- 厚生労働省の調査によると、死亡前6か月間に介護保険を「一回も利用したことがない」と回答した20,807名のうち、
 - ・「申請したが利用できなかった」 **4,849名（23.3%）**
 - ・「介護保険を知らなかった」 **1,565名（7.5%）**
- がん等の方のうち、急速に病状が悪化する方については、要介護認定手続・迅速な介護サービス開始について特段の配慮が求められる。

がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供（2）

介護認定審査会の柔軟な運用について

末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について

厚生労働省 老健局 老人保健課 事務連絡 （平成22年4月30日）

- 上記事務連絡において示されているとおり、がん等の方など、特に迅速な対応が必要と判断される方からの申請を受けた場合、**同日のうちに認定調査を実施し、直近の介護認定審査会で二次判定を行い、要介護認定を迅速に実施している自治体があり、こうした取組は望ましいものと考えられる。**

がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供（３）

がん等の方の要介護認定をさらに迅速化する観点から、以下の取扱いも可能

（１）合議体の構成について

- 委員の確保が困難な場合などは、委員の定数を３人とすることが可能
- 同一の委員を複数の合議体に所属させることや、委員が所属していない合議体における審査判定に加わることも必要に応じて可能
- これらを踏まえ、がん等の方に緊急で要介護認定が必要な場合に対応できるよう、適切な審査体制を構築

（２）介護認定審査会の開催方法について

- 合議形式ではなく、資料の持ち回りや、オンラインによる実施など、市町村の状況に応じた形式とすることも可能

（３）介護認定審査会が付する意見について

- 介護認定審査会は、審査判定の結果を市町村に通知する際に、サービスの有効な利用に関する留意事項について意見を付することが可能
- がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化することが見込まれる方については、介護認定審査会において必要に応じ市町村への意見付記を活用